

# 令和8年2月教育委員会定例会 議事録

日時 令和8年2月17日（火）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和8年2月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和8年2月17日（火） 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、本田委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員、郷野委員
出席職員	狩野教育政策監、井手教育政策課長、松尾義務教育課長、熊本義務教育課人事管理監、岩坪高校教育課長、馬木高校教育課人事管理監、高比良児童生徒支援課長、藤井生涯学習課長、岩尾学芸文化課長、竹之内教育センター所長
開 会	<p>(前川教育長)</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただいまから、2月定例会を開会いたします。皆様にご報告いたします。規則により、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>外2名の傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は嶋崎委員、芹野委員の両委員にお願いいたします。</p>
前回議事録承認	<p>次に、1月定例会の議事録は各委員に送付させていただいておりますが、承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので前回の議事録等は承認することといたします。それでは、1月分の署名をお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち冊子2から冊子5につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
教育長報告	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。</p> <p>冊子1の審議の前に、私の方からご報告します。教育長報告資料</p>

	<p>をご参照ください。長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理しました、「令和7年度長崎県教育委員会表彰被表彰者の追加について」でございます。令和7年度長崎県教育委員会表彰における被表彰者の選考につきましては、12月定例教育委員会において御審議いただいたところですが、それ以降、各種大会等で優秀な成績を収めた生徒のほか表彰該当者が出てまいりましたので、資料1ページの者を臨時代理により、追加の被表彰者として決定をいたしました。なお、去る2月6日に表彰式を開催いたしました。本田委員、郷野委員にご出席いただき、ありがとうございました。式には、浦副知事をはじめ、多数のご来賓にもご出席いただき、本県の教育活動等で優れた実績をあげられた個人、団体及び永年にわたり本県教育の振興に大きく貢献して頂いている方々に表彰状をお渡ししました。</p> <p>あわせて、2月10日に開催いたしました長崎県スポーツ表彰式におきましても、本田委員、芹野委員、松山委員にご出席いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。来年度も、たくさんの方が受賞されることを期待したいと思います。以上、私からの報告を終わります。</p> <p>ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">----- な し -----</p>
<p>質 疑</p>	
<p>冊 子 1</p>	<p>(前川教育長)</p> <p>よろしかったでしょうか。特にないようでしたら、定例教育委員会1の冊子について審議をいたします。まず、第28号議案について提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>第28号議案</p>	<p>(藤井生涯学習課長)</p> <p>冊子1の1ページの第28号議案をご覧ください。県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>令和7年6月定例県議会において議決されました長崎県立千々石少年自然の家の廃止等に伴う「長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例」の制定に伴い、県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正するものです。</p> <p>資料2ページの規則案をご覧ください。千々石少年自然の家の廃止に伴い、第1条及び第2条並びに様式第1号の改正前の欄にあります下線部の箇所を変更するもので、施行日は、条例改正日と同日の令和8年4月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(前川教育長)</p> <p>これより第28号議案について質疑・討論を行います。ご質問、</p>

	<p>ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(前川教育長)</p> <p>それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。第28号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
採決	
可決	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決することに決定されました。次に、第29号議案について 提案理由を説明願います。</p> <p>(岩尾学芸文化課長)</p> <p>冊子1の3ページをご覧ください。第29号議案「長崎県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部改正について」提案理由等をご説明します。</p> <p>県教育委員会では「銃砲刀剣類登録審査会」を年4回開催し、1回あたり35件ほど、年間約140件の刀剣や古式銃の鑑定を行っております。審査会では、「銃砲刀剣類登録規則」により登録審査委員2名以上の鑑定が必要と定められておりますが、現在の登録審査委員が3名のため、荒天等により審査会当日の2名以上の確保が危ぶまれる場合があったり、2名の審査員が確保できた場合も審査時間が長時間に及び負担をかける現状にあります。このため、本議案では、他県の状況も鑑み、登録審査委員の定員を3名以内から4名以内へと拡充する改正を行うものでございます。これにより、審査会における審査委員の確実な確保と負担軽減につながるものと考えております。改正内容につきましては、別紙の規則案のとおり、第2条の定員規定を「4名以内」と改めるものでございます。なお、施行日は、令和8年3月1日を予定しております。</p> <p>以上が本議案の説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。</p>
第29号議案	
質疑	<p>(前川教育長)</p> <p>これより第29号議案について質疑・討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(前川教育長)</p>
採決	<p>それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。第29号議</p>

<p>可 決</p> <p>報告事項（１）</p>	<p>案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>（前川教育長）        ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決することに決定されました。        続きまして報告事項に入ります。まず、報告事項（１）について説明をお願いします。</p> <p>（竹之内教育センター所長）        冊子1の5ページをご覧ください。報告事項（１）「令和8年度長崎県教職員研修計画の策定について」ご説明いたします。併せて、別冊子「令和8年度長崎県教職員研修計画」をご準備ください。なお冊子1の6ページは本計画の概要版となっております。</p> <p>本計画は、「長崎県教員等としての資質の向上に関する指標」を踏まえて毎年度策定しております。今回の計画は、第四期長崎県教育振興基本計画の「つながりが創る豊かな教育」というテーマを念頭に置き「新たな教職員の学びの姿」の実現をめざして策定しました。別冊子1ページをご覧ください。こちらに記載していますように、長崎県の教育に求められる教職員像として、「教えの専門家・学びの専門家としての矜持を持ち、自律的に学び続ける教職員であっていただきたい」というメッセージを打ち出しています。</p> <p>さて、今年度、新たに教職員研修計画に記載した箇所としては、別冊子 17ページ「5 Plant 全国教員研修プラットフォームについて」です。略称「Plant」という、この研修プラットフォームは、教員免許更新制度の廃止を受け、教員の専門性向上を支援し、教育の質を高めることを目的として文部科学省が整備し、独立行政法人教職員支援機構が運用管理しているものです。本県では、令和6年度より運用を開始しています。</p> <p>「Plant」の主な特徴として「オンラインで研修受講できる」、「多様な研修コンテンツが用意されている」、「受講履歴が管理され、自身の学びを可視化できる」、「全国の教員との情報共有によるネットワーク作りに役立つ」などがございます。今回、Plantの「導入目的」や「特徴」、「利活用」等について整理し、記載いたしております。</p> <p>次に、別冊子12ページ「研修実施に係る基本方針」をご覧ください。基本方針は（１）一人一人の課題に応じた資質能力向上への対応、（２）新しい時代の多様な教育課題への対応、（３）学校・教職員の多様な学びへの対応、（４）研修成果の評価と活用です。教職員の多様なニーズや教育課題に対応した研修を提供するとともに、教職員が教育実践の場において、高めた資質・能力をどのように生かしているのかを検証し、研修改善を図るサイクルの確立に向</p>
---------------------------	---

け、研修を充実させてまいります。

続いて、13ページ「令和8年度の重点項目」をご覧ください。重点項目1つ目は、ア「研修観の転換」を促す研修改善、探究型研修の構築です。授業実践や学校課題等を踏まえ、教職員自らが問いを立て、協働的に探究する研修を目指し、研修参加者の価値観の捉え直しや豊かな気付きを促す探究型研修の構築に取り組みます。さらに、教職員研修のデザインについて、研修を企画・運営する指導主事や校内研修担当者等が継続的に学び合い、支え合う「学びのコミュニティの醸成」の形成も目指してまいります。

2つ目は、イ「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を支える研修講座等の提供です。別冊子15・16ページに「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する手引き」の抜粋を掲載しています。教師と校長等の学校管理職が対話を繰り返す中で、教師が自らの強みや得意分野の再認識と自信につなげ、自身のキャリアステージや課題を踏まえて効果的に研修に取り組めるよう、より幅広い選択肢としての研修等を提供してまいります。

3つ目は、ウ「Plant 全国教員研修プラットフォーム」を活用した多様な研修機会・形態の提供です。先程、Plantの主な特徴について述べましたが、国、県、大学、民間団体等が提供する研修コンテンツの積極的な利用を推進し、「新たな教職員の学びの姿」の実現に資するものとして、教職員や学校のニーズに応じながら多様な研修機会や研修形態の提供に努めてまいります。

なお、これまで説明申し上げた趣旨に則って、教育庁各課室等と教育センターで実施する研修を、別冊子の18ページ以降に掲載しております。また、冊子1の5ページ「4. 今後の対応」に示すとおり、本研修計画は、3月中旬に各市町教育委員会及び県立学校へ通知することとしております。

次年度も引き続き、本教職員研修計画の具現化を通して教職員の資質向上を図り、そのことが“未来の創り手”である子どもたちに求められる資質・能力の育成につなげられるよう、努めてまいります。以上で本報告の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

(前川教育長)

ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(本田委員)

大変充実した研修体系が出来上がっていると思っておりますけれども、研修はやはり学習指導要領の改訂など環境の変化に応じて内容が変わってくると思います。その意味で、悉皆型、職指名型、あるいは単純な希望型があると思っております。希望研というものが、教育センターの中だけで31ほどあるんですね。いわゆる自

質

疑

分たちが学びの知性を深めようとか、スキルを上げようということで希望されて行かれる研修になっているのだろうと思ってます。希望研の受講率や改廃の状況はどうなっているのでしょうか。

(竹之内教育センター所長)

別冊子の12ページの下段「(2) 主な研修の種類及び内容」をご覧ください。今、本田委員がおっしゃったように、県教委が主催する研修には、主に3つの種類がございます。管理職などを対象とした職能研修、初任者など教職経験に応じた経年研修、そして今ご説明がありましたとおり、教科・領域や教育課題について資質能力向上を図る課題研修、こちらが希望して受ける研修ですので希望研修となります。これはあくまでも希望する者ですので、ニーズによった研修をしなければならないと思うのですが、教育センターでは令和7年度でいきますと、32講座ございました。参加者総数は714名でございまして、前年比の約1.2倍ですので若干増えたというところですが、定員に対する充足率ですけれども、約72%の充足でございました。

研修の見直しや改廃については、研修参加者の「研修報告・振り返り」に基づく、事業評価シートを作成し、所内の事業評価検討委員会において検討し、統合や廃止を行っているところです。かつて参加希望が少ない講座において、二次募集を行い、直接学校に参加を働きかけるなどしておりましたが、今はそれをやめました。そもそもニーズがない講座と捉え、いかにニーズの高い研修講座を設定するかに注力しております。ニーズが高い研修講座としては、いじめ・不登校・発達障害などの教育相談・特別支援教育関係の研修講座で、毎年参加希望者が増加しております。こういったところに注力していこうと考えております。この傾向は、教職員のみでなく、教育支援センターや校内教育支援センターの支援員の方々への研修についても同様であります。こうした方々の研修については、今回の研修計画には掲載されていませんが、教育センターの持つリソースや知見をオンライン研修にて提供しているところです。

また、オンデマンド配信による希望研修の充実にも取り組んでいます。知識伝達型の研修はオンラインで十分という側面もございません。逆に対面で行うからには、対面の付加価値を伴う研修を行う必要があります。それが探究型研修であります。研修参加者の振り返りに「この研修はオンラインで良かったのではないのでしょうか」と記入されないようにすることが教育センターの一つの目標ともなっております。

令和7年度から8年度にかけて、7つの講座を見直し及び廃止いたしました。次年度から教育DX推進室と協力し「AI活用研修」を新設いたしました。今後も希望研修の在り方については、社会環境の変化や教職員のニーズ等を踏まえつつ、大胆に更新を図って参りたいと考えております。

(前川教育長)

他にご質問等ございませんでしょうか。

(芹野委員)

今のお話と少し重なるかもしれませんが、研修プログラムが多いなど感じているところですので、それはいいことかもしれないのですが、一方で教職員の方々の負担感を減らしていかなければならないという話があります。研修の数の多さですとか、受講することによる教職員の皆様の負担感はあるのでしょうか。それと、過去と比べて著しく研修数が増えているのかどうかも併せて教えてください。

(竹之内教育センター所長)

まず1点目の負担感の件でございますけれども、先ほどご説明した3種類の研修のうち、必ず受けなければならない悉皆の研修となっているのが、職種に応じた職能研修、それから初任研から順番に経年ごとに受講する経年研修の2つとなっております。特に、教員になってから5年目までの研修につきましては、毎年何らかの形で行っていますので、研修が若手の時には続いていくということでございます。ある程度の負担感があるのかもしれませんが。ただし、平成30年度から初任者研修につきましてもだいぶ削減を図りまして、いわゆる学校からのご意見ですとか、各地域の協議会からのご意見をいただきまして、研修の負担感については調整を図っているところです。例えば、現在教育センターの研修は100講座ほどあるのですが、本田委員が教育センターにいらっしゃったときは130から140講座ほどあったかと思えます。大体3割から4割ほどの研修はオンデマンドに切り替えるなど、だいぶ負担感を削った形での運用を行っているつもりでございます。

(芹野委員)

大きな時間で言うと、大体就労が週40時間52週で2000時間ある中で、研修に何時間使われているのかという視点も忘れずにチェックをされるとよろしいのかなと思います。

(竹之内教育センター所長)

ご意見ありがとうございます。やはり過度な負担になってはいけないということがございます。一方で、教職員として研修をやらなければならないという義務の部分もございますので、そのあたりのバランスを取りながら研修方針を更新していきたいと考えております。

(前川教育長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

(郷野委員)

研修日が学校行事等で忙しい時だと、行きたいと思っても校務を削って希望研修に行くことが憚られるということがあります。管理職からすると、行かせたいけど1人抜けられると埋めてくれる人がいないので厳しいというところもあります。そうすると、オンラインの研修を増やしていただけると、研修を受ける機会が増えるのではないかと思います。

(竹之内教育センター所長)

おっしゃるとおり、特に特別支援学校の先生方はなかなか学校を留守にすることが難しいという現状があるというところで、特別支援学校の先生方の研修については基本夏休みに集中するような形をとっております。そうすると、その時期の負担が大きくなってしまいますので、痛しかゆしの部分があるのですけれども、オンラインの研修の充実が一つキーになるかと思っております。先ほどご紹介したPlantというものには、私たちが作ったオンデマンドの研修をアップすることができまして、それを先生方は学校にいながら自由に受講することができますので、そちらの充実も図りながら、とは言え対面の価値というものもございまして、集まるがゆえに悩みを共有し合ったりですとか、または新しい気づきをいただいたりということもございまして、そのバランスを取りながら今後も研修を充実させていきたいと考えております。

(前川教育長)

他にごございませんでしょうか。

(松山委員)

私も他の委員の皆さんと一緒に、研修が盛りだくさんで先生方の負担感が心配という思いがあります。また、保護者としては、先生方が子どもたちに質の高い教育をするために、これだけの研修を受けているということがあまり保護者に伝わっていないのかなと思えました。特に、難しい保護者やモンスターペアレントの方はこういったことを本当に知らないんだなと感じます。なので、何らかの形で先生方もこれだけの研修を受けて子どもたちのために頑張っているということが、保護者にわかるような情報提供があればいいなと思えました。

(竹之内教育センター所長)

ありがとうございます。確かにたくさんの講座を掲載させていただくと、これだけのものをみんな受けているのではないかというイメージがあるかもしれませんが、悉皆のものは別でございますけれ

	<p>ども、当然希望するものを受けるということで、選択肢を広げているという意味合いもございます。</p> <p>それからパブリシティにつきましても、やはりこういったものを私たち頑張って受けているのだということも、おっしゃるとおり一般の方、保護者の方にわかっていただくような努力もしていかなければならないなと思っております。ご指摘ありがとうございます。</p> <p>(前川教育長) 他にいかがでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(前川教育長) よろしかったでしょうか。質問等ないようでしたら、続きまして報告事項(2)について説明をお願いします。</p> <p>(岩坪高校教育課長) 冊子1の7ページ、報告事項(2)をご覧ください。「令和8年度長崎県立中学校入学者選抜の実施状況について」ご報告いたします。</p> <p>1の検査は1月11日に実施しました。佐世保北中学校と諫早高等学校附属中学校では、適性検査、作文、面接を実施し、長崎東中学校では検査中に天候が急変したため、会場周辺の降雪の状況を踏まえ、適性検査、作文のみを実施しました。午後に実施予定であった面接は中止としております。</p> <p>2の実施状況をご覧ください。今回の入学者選抜は、長崎東と佐世保北が23回目、諫早高校附属が16回目となります。定員、志願者数、志願倍率は表のとおりです。国による中学校1年生の35人学級の実施により、1学級当たりの定員をこれまでの40名から35名に引き下げたことから、定員は各校105名と変更になりました。欠席者は長崎東中学校が1名、佐世保北中学校が0名、諫早高校附属中学校が3名で、合計4名でした。受検倍率は、長崎東2.8倍、佐世保北2.7倍、諫早高校附属2.8倍でした。</p> <p>3の検査後の日程については、1月19日までに入学予定者の発表、具体的には、選抜結果を本人及び小学校長あて既に発送しています。その後、1月19日から入学意思確認書の受付、1月23日以降、辞退者が出た場合に随時、欠員補充による入学予定者の意思確認等を行っているところです。報告は以上です。</p> <p>(前川教育長) ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
<p>報告事項(2)</p> <p>質 疑</p>	

<p>報告事項（３）</p>	<p>----- な し -----</p> <p>（前川教育長） よろしかったでしょうか。質問等ないようでしたら、続きまして報告事項（３）について説明をお願いします。</p> <p>（岩坪高校教育課長） 資料９ページをご覧ください。報告事項（３）「NEXT長崎人材育成事業事業運営委員会について」ご報告をいたします。 項目１の概要についてですが、昨年度から国の事業を活用して、農業、工業、商業、情報、水産、福祉の６分野、１５の専門高校において、産学官連携による人材育成を進めており、記載のとおり令和６年度から７年度の２年間で、多くの企業、大学等との学びの連携を推進して参りました。 次に、項目２についてですが、本取組を実施するにあたり、産学官連携の取組の方向性や在り方など、全体の方針を決める事業運営委員会を設置し、産業界や大学、県の関係部局の皆様と協議を行ってきたところです。 １０ページをご覧ください。今年度は当委員会を２回開催しました。１回目を７月１０日に開催し、県立高校の再編に係る大綱策定を見据えて、これからの産業人材育成の在り方や持続可能な連携体制の構築に向けて、記載のようなご意見をいただいたところです。 次に、１１ページをご覧ください。２回目を２月３日に開催し、この２年間の取組の成果について、代表して９校の生徒たちが、各委員の皆様実践事例の発表を行いました。各発表内容については、参考資料を１７ページに掲載しておりますので後程ご覧ください。当日、実際に生徒の活動についての発表を聞いていただいた委員の皆様から、この産学官連携の取組について、大変有意義であるというご意見をいただき、今後の継続した連携に向けた機運醸成を図ることができました。次年度以降も、さらなる連携を進め、高校における、より実践的な産業教育の推進に努めて参りたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
<p>質 疑</p>	<p>（前川教育長） ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>（芹野委員） 本事業は来年度もされるのでしょうか。</p> <p>（岩坪高校教育課長） 実は、本事業は国の事業を活用しておりまして、国の事業自体は</p>

今年度で終了となっておりますが、これとは別に国の方から高校改革のためのグランドデザインが示されておりまして、その基金等を活用して、せっかく始めた事業で効果等をあがっておりますので、ぜひ続けていきたいと考えているところです。

(芹野委員)

もしお続けになるのであれば、佐世保商業高校が観光ビジネスのクラスを作って観光分野にも力を入れているので、ぜひ産業界からも交通、観光業界からどなたか委員を選んでいただければより充実するかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(岩坪高校教育課長)

ご提案ありがとうございます。今佐世保商業の授業では、実際にJTBの方であるとか、市の観光協会の方に講師を務めていただひて授業を実施しているところです。この事業運営委員会につきましても、そういう産業界の方を幅広く呼んで意見を伺ひたいと思ひております。ありがとうございます。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

----- な し -----

(前川教育長)

よろしかったでしょうか。質問等ないようでしたら、続きまして報告事項(4)について説明をお願いします。

(馬木高校教育課人事管理監)

報告事項(4)

冊子1、18ページをご覧ください。報告事項(4)「令和9年度長崎県公立学校教員採用選考試験について」ご報告いたします。

まず、表の1の採用予定者数です。令和9年度採用予定者数については記載のとおりになっております。なお、この採用予定者数につきましては、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移、それから再任用の希望状況を総合的に考えて決定をしております。また、表の下の※印の2つ目ですが、障害者特別採用選考については、令和9年度の採用試験でも採用予定者数を20名として、一般選考とは分けて選考を行います。

19ページをご覧ください。ここには1次試験の内容をお示ししています。表の下の2つ目ですけれども、大学3年生受験につきましては継続して行いまして、1次試験のみ受験をして合格者は翌年度の採用試験で1次試験が免除されることになっております。

次に、項目2 出願手続きについてです。(2)の出願期間については、2月13日(金曜日)から開始し、3月16日(月曜日)

の午後5時までとしております。ただし、小中学校の本免申請者で、2次試験のオンライン受験を希望する方に関しては、募集の最終日を7月31日（金曜日）までとさせていただきます。より多くの出願者を求めたいと思っております。

3 要項等の公開日です。令和8年2月6日（金曜日）に高校教育課のホームページに掲載する形で公開しております。

続きまして4の試験日程です。1次試験を令和8年5月10日（日曜日）としています。会場は、長崎西高校と長崎工業高校です。2次試験については、令和8年6月25日（木曜日）から7月7日（火曜日）にかけて、それぞれ記載の会場及び内容で、試験を実施いたします。20ページをご覧ください。2次試験の会場は、長崎県教育センター及び長崎県庁行政棟で行うこととしております。2次試験のオンライン受験に関しましては、先ほど申しあげたとおり出願時期が遅くまである関係上、実施日を8月29日（土曜日）とさせていただきます。項目の5ですが、内定通知は、8月7日（金曜日）頃発送予定としています。また、小・中学校のオンライン受験者については、9月下旬としています。

6番のところに過去6年間の2次試験の合格者数をあげさせていただいております。令和7年度と8年度を見ていただきますと、何とか実質競争倍率のところで踏みとどまった状況になっております。次年度は小学校の体育専科や英語ネイティブスピーカー採用枠などを新設しまして、より魅力的な採用になるように考えております。また、受験生に長崎の魅力をしっかりとアピールしまして、優秀な人材の確保に努めてまいりたいと思っております。以上で、報告を終わります。

（前川教育長）

ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（郷野委員）

栄養教諭は採用がなかったり、あったとしても1人だったりという状況だと思うのですが、その理由を教えてくださいませんか。また、採用された方がどのようなところに配置されるのかも併せて教えてください。

（熊本義務教育課人事管理監）

栄養教諭の配置先につきましては、学校、給食センターの調理場といったところになるのですが、今各学校の調理場が集約・センター化されてきています。今後そこに配置する栄養教諭の数は縮小されていく方向にありますが、一方で栄養教諭を輩出していただいている大学もございますので、採用枠については数年間1名を継続していきたいと考えているところです。

質 疑

(郷野委員)

センター化が進んでいることが大きな要因ということでしょうか。

(熊本義務教育課人事管理監)

そのとおりでございます。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

(本田委員)

採用者数については、当然退職者の人数によって決まってくるものだと思うのですが、定年年齢の引き上げがっておりますが、60歳でおやめになる方もいらっしゃるかと思います。60歳以降も延長して働かれる方はどの程度いらっしゃるのか、差し支えなければ教えてください。

(馬木高校教育課人事管理監)

例えば令和7年度末に関して、60歳時にやめられる方の割合は小学校が25%程度、中学校が今年度はすごく多くて45%程度、例年は30%程度になります。そして、高校・特別支援学校が25%前後となっております。過去3年間を見ても、段々減ってきており、より続けられる方が増えてきている状況でございます。

(本田委員)

ありがとうございます。せっかく培われた知見やスキルを持っておられるので、やはり65歳までお勤めいただく方が学校としては非常に有益なのだろうと思います。

(前川教育長)

他にご意見ございませんでしょうか。

----- な し -----

(前川教育長)

よろしかったでしょうか。質問等ないようでしたら、続きまして報告事項(5)について説明をお願いします。

(高比良児童生徒支援課長)

冊子1の21ページをお開きください。報告事項(5)「長崎県いじめ防止基本方針の改定について」をご覧ください。

まずは、「3 参考」に基づき、改定に至った経緯についてご説

報告事項(5)

明します。平成25年6月に公布、9月に施行されたいじめ防止対策推進法の第11条を受けて、国は平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。これを受けて、本県では、平成25年12月に「長崎県いじめ防止基本方針」を策定、その後国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を受けて、本県においても平成29年7月に基本方針の改定を行いました。それから現在に至るまで国の基本方針は改定されておりましたが、令和7年8月末に国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が改定され、より丁寧な対応が求められたことを受け、「長崎県いじめ防止基本方針」を改定することといたしました。

別冊資料「2 主な改定内容」をご覧ください。4点あります。①いじめ防止対策推進法の意義の説明、②いじめを生まない学校づくり、学校だけで抱え込まない体制づくりの追加、③いじめの傍観者を、いじめの仲裁者、相談者にしていく指導の重要性の追加、④「いじめ重大事態への対処」の追加変更です。

この4点について、詳しく説明します。別冊の「長崎県いじめ防止基本方針」をご覧ください。2ページになります。なお、本文中の赤書きが修正・追記した箇所となります。

まず、①いじめ防止対策推進法の意義についてです。いじめ防止対策推進法制定の意義については、これまでも繰り返し記載してきたところですが、今回の改定においては「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」という文言を追加し、法に基づいたいじめの積極的な認知を促すこととしています。

次に、②いじめを生まない学校づくり、学校だけで抱え込まない体制づくりについてです。こちらは別冊資料の6ページからになります。いじめの防止等について、家庭や地域・関係機関との連携について記載しておりますが、7ページに記載のとおり、今回の改定ではさらに市町福祉部局 要保護児童対策地域協議会や10ページに記載のある学校運営協議会・学校支援会議等を有効に活用していくことを明記し、学校・保護者・地域が一体となった取組を促しております。また、11ページに記載がありますが、本課が作成した長崎県いじめ防止リーフレット等の有効活用も促しております。さらに、16ページのサの項目を新たに追記し、関係機関等との連携体制の構築の重要性にも触れております。

続きまして、③いじめの傍観者を、いじめの仲裁者、相談者にしていく指導の重要性についてです。18ページ、19ページをご覧ください。これまでの基本方針で、いじめの4層構造を図で示していたことに加えて、今回の改定で、児童生徒の中のいわゆるいじめの傍観者を、いじめの仲裁者、相談者にしていく指導の重要性について文章で明記することで、子どもたちの正しい行動を促すための教師の指導の在り方を示しております。

次に、④「いじめ重大事態への対処」の追加変更です。26ペー

質 疑	<p>         ジからご覧ください。いじめ重大事態への対処についてです。これらの内容につきましては、昨年度、国が改定した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、追加変更等行いました。なお、追加変更にあたっては、県弁護士会からの助言を受け、文部科学省が示したガイドラインの文言を基本として記載しております。       </p> <p>         最後に、今回の改定の内容については、関係各課とも十分に協議を重ね、了承を得ていることを申し添えます。以上で長崎県いじめ防止基本方針改定の要点についての説明を終わります。       </p> <p>         (前川教育長)          ただ今の報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。       </p> <p>         (本田委員)          いわゆる傍観者の存在が、これから仲裁者や相談者になっていくとなった時に、今までもそうだったと思うのですが、やろうとする子どもたちはいると思います。傍観者を仲裁者、相談者に変えていくということであるならば、やはり教員としてのしっかりとしたスキル、観察力を養う必要があるのではないかと考えております。以前から重大事案が出てきたときに、必ず傍観者の問題が出てくるわけですね。そこについては丁寧な取組が必要なのではないかと思います。       </p> <p>         (前川教育長)          ありがとうございます。他にいかがでしょうか。       </p> <p>         (嶋崎委員)          別冊資料30ページに知事への報告というものがありますよね。「原則として、学校の設置者が行う」となっていて、33ページのフロー図では、重大事態発生については教育委員会から子ども未来課、そして知事となっているのですが、ここの整合性はどうなっているのでしょうか。それと、知事への報告というものは、他県もこのようになっているのか教えてください。       </p> <p>         (高比良児童生徒支援課長)          フロー図については、県立学校が33ページ、私立学校が34ページに示している形となっています。いずれにしましても、最終的に知事へ報告する主体は知事部局の子ども未来課であったり、学事振興課であったりするということになります。詳細について説明が必要なときは、担当課から説明をする形になろうかと思っております。       </p> <p>         (嶋崎委員)       </p>
-----	---

担当課がこども未来課になるのでしょうか。

(高比良児童生徒支援課長)  
設置者になります。

(嶋崎委員)  
そうであるならばなぜフロー図がこども未来課になっているのですか。

(高比良児童生徒支援課長)  
報告の主体はこども未来課で行いますが、説明については教育庁でも行っていくことになるかと思います。

(嶋崎委員)  
本来責任をもって説明をするべきは教育委員会ですよね。

(高比良児童生徒支援課長)  
実際に調査にあたるのは教育委員会になりますが、教育委員会も独自性がございまして、知事への報告は知事部局の方から内容について報告をさせていただくわけですが、詳細については教育委員会も同行して説明をする形になります。

(嶋崎委員)  
現実的には同席するのですが、フロー図としておかしい気がします。責任が明確にならないのではないのでしょうか。あくまでもこども未来課は知事への連絡係ではないのですか。

(高比良児童生徒支援課長)  
教育委員会が知事部局から独立していますので、直接教育委員会が説明する形は取らずに、知事部局からしてもらう形にしております。これは全国どの県も同じ形を取っています。

(前川教育長)  
事務の手続き上こうなっているだけで、形式上は設置者が行うことになると思います。ですので、文書をつけて報告するならば、教育委員会から知事への文書つけることになるのですが、その文書の受付窓口が知事部局のこども未来課になっているということかと思えます。

(嶋崎委員)  
運用ではこども未来課が介在して、実際の報告は設置者が行うとなっているのですよね。フロー図のこども未来課は割愛していいのではないのでしょうか。30ページでは知事への報告は設置者が行う

となっていて、フロー図ではこども未来課がずらしてあるように感じます。

(芹野委員)

30ページの1番下の2行が、県立学校と私立学校で所管部署が違うので2通りあるのかと思うのですが、間にあるこども未来課と学事振興課というのは、あくまで知事部局の一部署なので、本来なら教育委員会や学校法人から知事へ報告というものが正しい道筋かと思えます。こども未来課や学事振興課というのは、括弧書きくらいでいいのではないかと思いましたが、最終的に冊子にされる時に記述の仕方を検討された方がいいのではないかと思いました。私も嶋崎委員のおっしゃるとおりかと思えます。

(嶋崎委員)

権限とか責任の所在とか後々問題になる場合があるので、そこは整理していた方がいいのではないかと申し上げました。

(前川教育長)

ありがとうございます。例えばフロー図でいくと、設置者としての教育委員会が知事に報告するのに、教育委員会とこども未来課が同じ並びになってしまっていて、本当は教育委員会が大きくて、教育委員会から知事へ矢印が下りるのだけれど、その間に知事部局としての担当窓口であるこども未来課が入ってしまっているので、一見するとこども未来課も教育委員会と同列の当事者のように見えてしまっているから違和感があるのかもしれない。担当課は少し整理してみてください。

(芹野委員)

併せてよろしいでしょうか。31ページの「オ. 調査報告書の報告」についても、誰が公表するか否かを適切に判断するのか、文章をそのまま読むと学校の設置者及び学校が適切に判断するとなっていますけど、学校と学校の設置者は報告をすることが義務であって、実際にそれを社会に公表するかどうかというところは、知事なのか教育委員会なのかわかりませんが、こういったところにしないと少し公平性に欠けた文章になっているように受け取れる気がしました。

(高比良児童生徒支援課長)

ありがとうございます。調査報告書の公表については、原則公表ではあるのですが、個別具体の様々な事案がある中で、本人・保護者の意向が出てきたところで、公表の在り方について学校及び設置者で判断することになるかと思えます。

			<p>(前川教育長) 原則公表というのはどこかに書いているのでしょうか。</p> <p>(高比良児童生徒支援課長) 基本的には原則的に公表と示していたかと思います。</p> <p>(芹野委員) ルールブックになるので、言葉は適切に表現された方がいいかと思います。</p> <p>(嶋崎委員) こういったいじめの重大事態にしても懲戒処分にしても、公表するか否かについては今一度よくルール決めに明確にしていた方がいいと思います。懲戒処分にしても現状すべてを原則公表しているように見受けられて、皆さんに対して県民がいつも頭ばかり下げているという印象を持ってしまうことになるので、よく検討・精査されるべきではないかと思います。</p> <p>(前川教育長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(前川教育長) よろしかったでしょうか。ご意見等なければ以上で報告事項を終了します。 次の議案審議から非公開で行いますので、傍聴人の方及び報道関係者の方は恐れ入りますが退席をお願いいたします。</p>
冊議	子	2題	(別紙議事録)
冊議	子	3題	(別紙議事録)
冊議	子	4題	(別紙議事録)
冊議	子	5題	(別紙議事録)
			16時30分、本日の会議を終了